

キャッシュレス決済ポイント還元事業について

1 趣旨

コロナ禍における物価高騰等による影響を受ける市民等の支援を行うため、市内中小規模店舗において、キャッシュレス決済方式により決済した支払い額の最大30%相当額をポイント還元する事業を実施するものです。

2 事業の内容

(1) 事業内容

対象店舗でキャッシュレス決済した支払い額に応じポイントを付与

(2) 付与率等

付与率：最大30%、付与上限：7千円相当/期間（1決済事業者あたり）

(3) 対象店舗

市内のキャッシュレス決済取扱店舗のうち市が指定する中小規模店舗

(4) 対象者

対象店舗において、キャッシュレス決済サービスを利用した者

(5) 実施期間

令和4年（2022年）10月17日（月）から12月16日（金）

3 実施による効果

物価高騰等による影響を緩和するとともに、最大約23億円を超える規模の消費を生み出すことによる市内経済への波及効果をもたらすことで、地域経済の活性化を図るものです。

4 予算額

歳出 758,741千円

予算額（千円）	積算及び説明等
17	プロポーザル方式による事業者選定に伴う学識経験者への謝礼
150	事務経費
758,574	キャッシュレス決済ポイント還元事業委託料

5 スケジュール

時期	内容等
令和4年（2022年）7月	プロポーザル方式による事業者公募
8月中旬	事業者選定、事業者契約 （広報媒体の作成、対象店舗の抽出、説明会）
10月17日	キャッシュレス決済ポイント還元事業開始